

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

## 長野国民年金 事案 717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 53 年 3 月まで

昭和 49 年 2 月ごろに姉が私の国民年金の加入手続を行ってくれて、それ以降の国民年金保険料については自分で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続の時期について、申立人及びその姉の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>ではあるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者の加入手続の状況により、51 年 11 月ごろに払い出されていたことが推認でき、この時点において、同年 4 月以降の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、「昭和 51 年分の青色申告から、国民年金保険料の控除を行った。」と記憶している上、申立人（の姉）が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 51 年度以降については、申立期間に含まれる同年度及び 52 年度を除き、保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人は、「姉が私の国民年金の加入手続をしてくれたのは 49 年 2 月ごろだと思う。」と主張しているが、上記 1 のとおり、申立人の国民年金の加入手続は 51 年 11 月ごろに行われたことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳は、表紙がオレンジ色調の、昭和 49 年 11 月以降に発行されたものであり、申立人はほかに年金手帳の交付を受けたことはないとしていることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは同年同月以降であったことが推認できる。

さらに、申立人は、「国民年金保険料をまとめて納付したことは無い。」としている上、申立人が申立期間のうち、昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月までの期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長野厚生年金 事案 747 (事案 329 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A協会B支局の資格取得日に係る記録を昭和28年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月16日から同年5月20日まで

申立期間について、A協会に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、年金記録確認第三者委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

この度、年金記録の訂正につながる新たな同僚等の証言が出てきたので、改めて申し立てる。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初の調査では、申立てに係るA協会の関係者から申立人の勤務実態に係る有力な証言が得られなかったことから、申立人の申立期間における継続勤務が認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、A協会の元幹部から、「私は申立人のことを直接は知らないが、申立人が申立期間の前後にC支局及びB支局で厚生年金保険の記録があるのであれば、おそらく、私の同僚幹部(D地域の責任者で既に死亡)の下で、私の配下の従業員と同様に、申立期間において継続

して勤務していたのだと思う。」とする証言が得られた。

また、当該元幹部は、「A協会の本部機能が置かれていたC支局が、昭和28年2月15日に閉鎖されたことに伴い、本部機能をB支局に移した際、C支局に所属していた私の配下の従業員（女性事務員等の内勤者は除く。）の籍は、B支局に異動させた。厚生年金保険の保険料は、引き続き控除されていたと思う。」と証言している。

さらに、申立人と同様に、A協会における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している複数の元同僚は、「当時の給与計算は、本部で行われており、厚生年金保険の記録が無い期間も、引き続き給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している。

加えて、複数の元同僚のうち1人は、「時期は不明であるが、E（都道府県）で申立人と一緒に勤務していた。上司はD地域の責任者で、私は、勤務地はE（都道府県）であったが、本部に籍があった。」と証言しているところ、申立人の申立期間前後の厚生年金保険被保険者記録の状況から判断して、申立人も当該同僚と同様に、本部に籍を置く従業員であったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA協会に継続して勤務し（昭和28年2月16日に同協会C支局から同協会B支局に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A協会の当時の給与、社会保険事務担当者が既に死亡しているため照会できず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から12年7月25日まで

申立期間について、標準報酬月額が41万円から9万8,000円に引き下げられているが、私はA社における取締役ではあったものの、さかのぼって記録が訂正されたことについて何も知らなかった。申立期間に係る標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年7月25日）の後の同年8月2日付けで、10年7月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所の取締役であった申立人は、「自分は取締役ではあったが、標準報酬月額に係る処理については、全く知らなかった。」と証言しているところ、複数の元従業員は、「当時のA社では、事業主が社会保険事務及び経理事務を行っていた。申立期間当時は厚生年金保険料の滞納があり、滞納を解消するために、事業主がさかのぼって数名の標準報酬月額を引き下げたと記憶している。申立人は、自分の標準報酬月額が引き下げられたことについて、何も知らなかったはずである。」と証言していることから、申立人が当該<sup>えきゆう</sup>遡及訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらの事実を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年8月までの期間、58年10月及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から51年8月まで  
② 昭和58年10月  
③ 昭和60年4月から61年3月まで

私の国民年金については、夫が加入手続を行い、保険料納付も夫がすべて行ったにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、共に厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間であり、申立人は国民年金の任意加入対象者であることから、加入手続を行った時点からの被保険者資格取得となる<sup>あいまい</sup>ところ、申立人及びその夫は、加入手続の時期についての記憶が曖昧である上、申立人の所持する年金手帳を見ると、被保険者資格取得日はそれぞれ昭和51年9月27日及び58年11月21日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間③については、オンライン記録により、昭和58年11月21日付けで加入申請した付加年金について、60年4月16日付けで脱退申請が行われていることが確認できるとともに、特殊台帳により、同年4月17日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、これについても、申立人の所持する年金手帳の記載と一致している。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 60 年 6 月まで  
昭和 62 年 9 月に転居し、区役所に転入届を提出した際、国民年金保険料の未納期間があると言われ、さかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立内容どおり、申立人は昭和 62 年 9 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、同年同月の時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 62 年 9 月の時点で納付可能な限度である 60 年 7 月以降の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の、「未納期間があると言われ、さかのぼって納付した。」との記憶は、当該過年度納付のことであると考えられる。

さらに、申立人の、「さかのぼって納付した。」とする国民年金保険料額の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 26 日から 37 年 1 月 17 日まで  
② 昭和 37 年 1 月 17 日から同年 3 月 25 日まで  
③ 昭和 37 年 3 月 25 日から 38 年 6 月 26 日まで

ねんきん特別便を見たところ、A社に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。当時、事務所の人にこのままにしておいた方がよいと勧められたため、脱退手当金の手続は行っていない。申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が作成、保管している「厚生年金保険給付関係記録簿」によれば、申立人の脱退手当金は昭和 38 年 7 月 8 日に事業主により代理請求がなされていることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金は、昭和 39 年 1 月 30 日に支給決定されているが、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 19 日から 42 年 5 月 1 日まで  
A社が、Bホテル（現在は、C社）の新築を計画し、当時Dホテルに勤務していた私はそこを辞めて、昭和 41 年 7 月 19 日から総支配人として入社した。当初は仮事務所で同社からの出向者とともに勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

Bホテルの事業を買収したA社のグループ会社であるC社不動産事業部から提出されたBホテルの従業員名簿によると、申立人の入社日は、昭和 41 年 8 月 1 日と記載されていることから、申立人は、申立期間のうち、同日以降の期間においてA社が運営するBホテルに勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社E支店の事業所別被保険者名簿によると、申立人は、申立期間中に入社した複数の同僚とともに、昭和 42 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所は、42 年 4 月のBホテル営業開始直後に、所属社員全員をまとめて被保険者資格取得のを行ったものと考えられる。

また、申立人より 2 か月後に入社した同僚から提出された給与明細書によると、当該同僚は、入社月から昭和 42 年 4 月までの厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月23日から22年10月23日まで

A社B工場に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を受け取った記憶も無いし、その制度も知らなかった。社会保険事務所(当時)のミスに違いないので脱退手当金支給済記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている者26名(申立人を除く。)のうち、24名に脱退手当金の支給記録があり、いずれもが資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立人と異なる資格喪失日でありながら、同じ支給決定日の支給記録がある同僚が9名確認できることを踏まえると、当該事業所においては、当時、事業主による脱退手当金の代理請求が慣例的に行われていたことがうかがわれ、申立人についても、代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、昭和23年1月10日に支給決定されているが、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付種類、資格期間、支給金額、支給年月日等の記録があるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 48 年 1 月 20 日まで  
昭和 45 年 12 月から 48 年 1 月まで A 社に勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元上司及び元同僚の証言、並びに申立人が申立期間後に勤務した B 社が保管する昭和 49 年 1 月 15 日作成の履歴書により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、元事業主、取締役であった元事業主の妻及び複数の元上司は、会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨証言をしているところ、オンライン記録によると、元事業主ほか上記の者は、いずれも申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、A 社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しているほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 22 日から 30 年 3 月 22 日まで  
② 昭和 30 年 4 月 23 日から 31 年 6 月 21 日まで  
③ 昭和 31 年 6 月 21 日から同年 7 月 28 日まで  
④ 昭和 31 年 8 月 1 日から 34 年 9 月 27 日まで  
⑤ 昭和 34 年 11 月 21 日から 38 年 5 月 22 日まで

A社を退社する際、脱退手当金の説明は受けなかったし、自分で請求手続を行った記憶も全く無い。

脱退手当金は受給していないので、申立期間について脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、申立人の健康保険整理番号の前後 80 名のうち、女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 5 月 22 日の前後約 4 年間に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 41 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある 33 名のうち、32 名は資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、当該支給記録がある者の中には、「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」と証言している者がいることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 10 月 25 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に

は、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に対して、同年9月3日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。